

( 議案別冊 2 )

令和元年度

# 川越市補正予算書

一般会計  
特別会計

( 令和元年 9 月 2 日 提出 )

目

次

\* 一般会計補正予算（第3号） ..... 1 頁

（特別会計）

\* 介護保険事業特別会計補正予算（第2号） ..... 1 2 頁

議案第103号

令和元年度川越市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度川越市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,345,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,655,766千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和元年9月2日提出

川越市長 川 合 善 明

## 第1表 歳入歳出予算補正

## (1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		732,129	13,511	745,640
	4 森林環境譲与税	—	13,511	13,511
10 地方特例交付金		457,000	△28,107	428,893
	1 地方特例交付金	457,000	△28,107	428,893
11 地方交付税		910,000	691,232	1,601,232
	1 地方交付税	910,000	691,232	1,601,232
13 分担金及び負担金		1,206,642	△172,465	1,034,177
	2 負担金	1,206,566	△172,465	1,034,101
14 使用料及び手数料		2,319,267	△116,151	2,203,116
	1 使用料	1,595,864	△116,151	1,479,713
15 国庫支出金		19,243,967	721,257	19,965,224
	1 国庫負担金	15,589,523	784,866	16,374,389
	2 国庫補助金	3,569,185	△63,609	3,505,576
16 県支出金		6,989,813	252,945	7,242,758
	1 県負担金	4,572,642	246,530	4,819,172
	2 県補助金	1,203,026	6,415	1,209,441
17 財産収入		602,277	4	602,281
	1 財産運用収入	160,203	4	160,207

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		3,485,849	△995,316	2,490,533
	1 基金繰入金	3,426,776	△995,316	2,431,460
22 市債		7,449,900	978,300	8,428,200
	1 市債	7,449,900	978,300	8,428,200
歳入	合計	112,310,556	1,345,210	113,655,766

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,412,423	9,462	11,421,885
	3 戸籍住民基本台帳費	354,994	9,462	364,456
3 民生費		50,133,074	119,545	50,252,619
	2 児童福祉費	21,226,710	119,545	21,346,255
4 衛生費		11,495,408	23,500	11,518,908
	2 清掃費	5,230,581	23,500	5,254,081
6 農林水産業費		736,608	10,915	747,523
	1 農業費	736,608	10,915	747,523
7 商工費		1,386,461	3,750	1,390,211
	1 商工費	1,386,461	3,750	1,390,211
8 土木費		8,379,475	142,600	8,522,075
	2 道路橋りょう費	2,876,434	117,600	2,994,034
	4 都市計画費	4,148,799	25,000	4,173,799
10 教育費		11,882,304	1,035,438	12,917,742
	1 教育総務費	2,692,929	679,634	3,372,563
	2 小学校費	1,390,431	334,500	1,724,931
	3 中学校費	923,210	10,000	933,210
	6 社会教育費	2,879,155	11,304	2,890,459
歳出合計		112,310,556	1,345,210	113,655,766

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	江川都市下水路管理	25,000千円

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
川越市生活困窮者学習・生活支援事業業務委託（令和2年度事業分）	令和元年度から令和2年度まで	9,200千円
川越市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託（令和2年度事業分）	令和元年度から令和2年度まで	13,800千円



第4表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校大規模 改造事業費	千円  7,500	普通貸借 又は 証券発行	%  5.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路環境 整備事業費	千円 601,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 638,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路新設 改良事業費	242,000	同 上	同 上	同 上	248,700	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川整備 事業費	千円 277,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 288,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校施設 整備事業費	52,400	同 上	同 上	同 上	342,200	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 大規模改造 事 業 費	千円  26,100	普通貸借  又 は  証 券 発 行	%  5.0  以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円  35,400	普通貸借  又 は  証 券 発 行	%  5.0  以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政 対策債	千円 1,700,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内  (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融資条件 により、銀行その他 の場合にはその債 権者と協定するも のによる。  ただし、据置期間 は2年以内とし、本 市財政の都合によ り償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換 えすることができる。	千円 2,316,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内  (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融資条件 により、銀行その他 の場合にはその債 権者と協定するも のによる。  ただし、据置期間 は2年以内とし、本 市財政の都合によ り償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換 えすることができる。

## 議案第104号

令和元年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501,889千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,175,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		4,676,917	21,251	4,698,168
	1 国庫負担金	4,005,132	21,251	4,026,383
4 県支出金		3,388,896	14,820	3,403,716
	1 県負担金	3,203,237	14,820	3,218,057
7 繰越金		70,000	465,818	535,818
	1 繰越金	70,000	465,818	535,818
歳入合計		23,673,900	501,889	24,175,789

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		3,925	481,652	485,577
	1 基金積立金	3,925	481,652	485,577
5 諸支出金		5,550	20,237	25,787
	1 償還金及び還付加算金	5,550	20,237	25,787
歳出	合計	23,673,900	501,889	24,175,789